

# 資料

## アメリカにおける産児制限の普及状況に関する最近諸調査の概要

本多龍雄

はしがき

### その一、レイモンド・パールの調査

- 一、最初の三、〇〇〇件についての中間報告
- 二、抽出六、〇〇〇件についての中間報告
- 三、ニューヨーク及びシカゴ両市の報告
- その三、スティックス及びノートショータインの調査

### 二、第一次報告

- その三、シンシナチ市におけるスティックスの調査

調査結果の概要を利用して以下に紹介することとする。

### その一、レイモンド・パールの調査

- 一、相談所訪問前の経験について
- 二、相談所訪問後の経験について
- 三、調一的指導法の当否について

はしがき

産児制限の普及状況については各国とも古くから若干の実測値が発表されているが、少數観察の誤差はいふとしても多くは知識階級層を対象と

したもので全般の状況を推測するには不便である。アメリカにおいてもこの種調査の先鞭をつけた今世紀二十年代におけるカザリン・B・デーヴィスの仕事 (Katherine B. Davis, Factors in the Sex Life of 2200 Women, 1929) は相当に大がかりな最初の調査であったが、やはり主として知識階級層を対象としたもので、かつ調査事項のとり方に詳細な医学的・生物学的な計数値の算出を欠いていた。そういうわけで、三十年代に入つてから、とくにレイモンド・パールを先達として行われるようになつた諸調査は、第一には調査の対象をひろく一般人口の中に求めようとしていること、とくに一般大衆が専門医の指導を受けた以前の、いわば「自己流」の産児制限の状況とその効果を明きらかにしようとしている点において、また第二にはその効果を科学的に厳正な方法によつて算定しようとしている点において特色があるといえよう。以下パールを筆頭とする若干の調査結果を利用しうる資料にもとづいて以下に紹介することとする。

にいたる受付患者を捉え、その産院訪問前の経験を対象として調査されたもので、総計三〇、九五一件の大数に及んでいる。全般的報告はなお未完成であるらしいが、ルリには一部中間報告について紹介することとする。

抽出集計された結果によつて右調査対象の社会的構成をみると、白人と黒人の割合はほど七対三であり、その経済状態は普通の水準に満たざる貧困及び極貧のもの白人において約六割、黒人においてほど九割五分に及んでいる。但し調査時期は恐慌後の不景気時代であつたことを考慮せねばならない。その本職からみると総数の八割は俸給生活者が又は熟練・半熟練の労働者であつた。教育程度においては小学卒業程度の者が白人においても六割をこえている。配偶関係においては殆んどが有配偶者であるが若干の未配偶者もあり、その割合は黒人においてとくに高い。また宗教関係について過半数がキリスト教又はユダヤ教徒であつた。

すなわち大都市の中下層階級を代表するものとしてよいか、大都市住民に限られているところに一つの制約があり、また方法的に産院出産者を対象としているところにも他の制約がある。ひとつはアメリカでは出産の三分の一は産院で行われるといわれ、都市では更にその割合が高いから出産者の出産歴調査として難はないわけであるが、しかし完全な不妊者や効果一〇〇%の産制実行者は当然に調査対象の外に逸せられたわけになる。またとくに上流階級の婦人には調査を拒絶された例が多いということであるが、一般大衆の産制状況

調査としては何處か問題がややこじらしくなる。参考文献は左のとおり。

Raymond Pearl, Contraception and Fertility in 2000 Women (Human Biology, Vol. 4, No. 3, Sept. 1932)

R.P., Preliminary Notes on A Cooperative Investigation of Family Limitation (The Milbank Memorial Fund Quarterly, Vol. XI No. 1, Jan, 1933)

R.P., Second Progress Report on A Study of Family Limitation (ibid Vol. XII, No. 3, July 1934)

R.P., Fertility and Contraception in New York and Chicago (The Journal of the American Medical Association, Vol. 108, April 24, 1937)

### 1、最初の11,000件についての中期報告

募集順位に最初の11,000件について集計された結果は左のとおりであつた。

産院訪問前に何らかの方法による避妊法を當時ないし間歇的に実行していた者と如何なる方法による避妊を行わなかつた者との割合を人種別にみると第一表のとおり。またその実行者の避妊方法別にみた割合は第二表のとおりであつた。

パールがこの調査報告で始めて提供した最も興味ある点は避妊実行者の避妊による妊娠の減少程度すなわち避妊の効果度の測定に関するもので、その要領はおよそ次のようである。すなわち結婚

第2表	方法別実行者割合		
	白人	黒人	計
コンドーム	30.3	21.6	29.0
洗滌(薬品)	20.6	41.7	23.8
中絶法	18.4	11.5	17.4
洗滌(水)	16.5	13.7	16.1
子宮帽	5.2	2.9	4.9
その他	4.1	5.0	4.2
定期禁欲法	2.0	2.9	2.2
ペッサリーと ジャー	1.3	0.7	1.2
ペッサリーと洗滌	0.9	—	0.7
ペッサリーのみ	0.5	—	0.4
腔内操作	0.1	—	0.1
計	99.9	100.0	100.0

第1表 家行不実行割合(%)		
白人	黒人	計
35.8	15.4	29.55
64.2	84.6	70.45
100.0	100.0	100.00

第3表 実行不実行者別妊娠率  
(妊娠危険期間100年につき妊娠数)

	女子数	妊娠危険期間(年)	一人あたり危険期間(年)	妊娠数		危険期間100年につき妊娠数	一人あたり妊娠数
				白人	黒人		
実行者	493	2,168.77	4.40	1,376	63.44	2.79	
不実行者	855	2,940.56	3.44	2,294	78.01	2.68	
実行者	88	385.59	4.38	365	94.66	4.15	
不実行者	388	1,374.34	3.54	1,141	83.02	2.94	
実行者	581	2,554.36	4.40	1,741	68.16	3.00	
不実行者	1,243	4,314.90	3.47	3,435	79.61	2.76	

してから調査時現在までの期間のうち実際に妊娠していなかった期間を除き、実際に妊娠の危険に曝されていたと考へられる妊娠危険期間を算出しその間ににおける妊娠率を算出するもので、それを避妊の実行不実行者別に比較して避妊による妊娠率の低下度を算出する妊娠率の低下度

としては生産および死産については○・七五〇年、自然流産および一般的の墮胎については○・三七五年が差しひかれている。また合法的な婚姻関係にない婦人についてはその妊娠の一ヵ年前から妊娠危険期間に這入ったものと假定されている。以上の想定によりこの二、〇〇〇人中の有配偶者のみについて計算された結果は第三表のとおりである。

すなわち妊娠危険期間一〇〇年に對する妊娠数としてみた妊娠率は、白人婦人については二〇%弱低下していゝ計算になる。この數値は避妊看伝家たちにとつては極めて不満足なものであるが、しかしこれは避妊の理論的に可能な効果率をしめるものではなく、またそれが無効におわつた原因についても差しあたつて問題にしていない。例えば子供が欲しいために実行を一時中断する場合もあり、また不注意や怠慢などの責めに歸すべき場合もある。つまり、そのような場合も一切ふくめた場合の避妊のデモグラク的効果をしめすものといつてよい。なお黒人婦人においては実行者の方に却つて妊娠率が高く出でるが、一人あたり妊娠数についても見られるよう、黒人においては不実行者群にくらべて実行者の方が格段に多産な婦人であつたことをしめす。概してこの調査の対象に選ばれた標本集団は平均しては二年間に一回の妊娠を経験しており、一般人口に比してはるかに多産な人口集團であつたことと注意をねばならぬ。

## 二、抽出六、〇〇〇件についての中間報告

パールはつづいて上記の二、〇〇〇件をも含む萬集順位によら最初の五、〇〇〇件と二万六千一件に初まる一、〇〇〇件との計六、〇〇〇件のうち、有配偶婦人のみ四、九四五件について集計を番号で示す。そこで第二回問報告を行つてゐる。観察数の増加にともない一段と詳細な分析が行われており、とくに避妊実行者を常時の実行者と、子供を欲すために計画的に避妊を中断したことのある計画的の中止者と、不注意その他の理由により中止した

第4表 貧富階級別・実行不実行者割合 (%)

	極貧	貧		普通 人	富 裕	計
		白	人			
A 不実行者	67.3	61.2	49.4	21.7	54.7	
B 時実行者	11.6	16.6	20.4	22.0	17.1	
C 計画的中断者	13.4	13.4	24.0	47.6	19.8	
D その他の中止者	7.7	8.8	6.2	8.7	7.8	
小計 (B+C+D)	32.7	38.8	50.6	78.3	45.3	
計 (A+B+C+D)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
— 黒人 —						
A 不実行者	76.0	72.2	79.4	—	74.3	
B 時実行者	8.7	11.8	10.3	—	10.3	
C 計画的中断者	2.3	5.2	7.7	—	4.0	
D その他の中止者	13.0	10.8	2.6	—	11.4	
小計 (B+C+D)	24.0	27.8	20.6	—	25.7	
計 (A+B+C+D)	100.0	100.0	100.0	—	100.0	

(備考) 実数は白人 極貧 509, 貧 1,948, 普通 1,354, 富裕 355, 計 4,166人, 黒人極貧 346, 貧 381, 普通 39, 計 766人である。

第5表 実行形態別利用避妊方法の割合 (%)

	B常時実行者	C計画的中断者	Dその他の中止者
コシドーム	19.6	32.5	25.9
中洗滌法(薬品)	19.3	21.7	18.4
タク(水)	29.1	19.3	24.9
坐薬またはジェリー	19.4	11.8	17.4
定期禁慾法	5.5	8.2	4.8
その他	3.5	2.8	3.0
計	3.6	3.7	5.6
	100.0	100.0	100.0

その主要結果は別掲諸表のとおりで、第四表は貧富階級別の普及状況をしめす。階級差は避妊技術を最も自在に利用しているといつてよい計画的中止者の割合の変化においてとくに顯著である。第五表はそのような実行形態別に利用避妊方法の分布頻度をしたものである。

第6表 貧富階級別および実行形態別妊娠率（排卵100回に対する妊娠数）

	極貧	貧人	普通	富裕	計
	白人				
A 不実行者	14.02±0.62	16.00±0.38	13.56±0.46	16.97±1.89	15.03±0.26
B 常時実行者	8.77±0.92	10.56±0.50	8.63±0.46	9.71±0.88	9.60±0.31
C 計画的中断者	6.32±0.40	7.27±0.32	6.55±0.27	5.16±0.28	6.48±0.16
D その他の中断者	8.59±1.25	10.41±0.65	9.67±0.84	8.87±0.89	9.85±0.44
	黒人				
A 不実行者	14.03±0.74	14.67±0.71	18.24±2.55	—	14.54±0.51
B 常時実行者	10.42±0.84	10.83±1.40	21.35±5.35	—	11.20±0.92
C 計画的中断者	5.63±0.58	9.25±0.64	9.17±1.84	—	8.30±0.51
D その他の中断者	9.22±0.88	9.33±0.86	—*	—	9.45±0.62

\* 一件のみ、その妊娠率は 20.0—29.9% の階層に属する。

また第六表は貧富階級別ならびに実行形態別に妊娠率を計算したものであるが、この第二次報告においては上記の妊娠危険期間百年に対する妊娠数をみるとかわりに排卵百回に対する妊娠数が計算されている。本表についてみると、白人不実行者の妊娠率は各経済階級を通じてほとんど実質的に近似している。最大の差は普通と富裕の間にあり、3.38±1.95 となるが統計学的に無意味であり、次の普通と貧との間の差 2.41±0.60 は統計学的には有意味だが特殊の生物学的意味をもたせうるほど大きな差ではない。貧富階級間に生物学的意味での妊娠力の差がないということは一般的の先入見に反対するものもあるが、しかしこの結果はエディンがストックホルム人口について行った観察（ロンドンの世界人口会議における報告）とも一致することをパールは告げている。また同じく白人について避妊による妊娠率の低下割合をみると、C 計画的中断者は不実行者にくらべてその妊娠率を五七% 低下させており、その内とくに富裕階級者にあつては同階級の不実行者に比し低下率ほぼ七〇% に及んでいる。これに対し、B 常時実行者と D その他の中断者の合計においては、低下率は約三五% に止まり、不注意や無知な努力が多く行われていることを思わせる。なお、実行者についても各実行形態別にみると貧富階級による差異が極めて少なく、ほとんど近似の数値を示していることが注目せられよう。最後に黒人についても少數観察による制限内ではあるが同じ傾向がよく認められる。また黒人の不実行者の妊娠率は白人のそれと近似しており、自然生物的妊娠力の同一性を

じんじよ重ねて確認させている。

### 三、ニューヨーク及びシカゴ両市についての報告

とくにニューヨークおよびシカゴの両市の合計七、五四〇件についての集計報告から主要な結果の一部を再編表示すれば第七表のとおりである。妊娠経験一回の者と二回以上の者とを分けて観察している点が新しい。蓋しこれら二つの集團間には著大な差異があるからである。妊娠経験一回の者は産院訪問者の前歴を捉えたこの調査については未だ一度も妊娠経験のなかつた者をいうこととなるわけである。

両市を白人婦人について比較すると普及率はシカゴ、実行効果度はニューヨーク市の方が高い。またわれわれにとくに興味のある点は非合法的堕胎の割合が避妊不実行者よりも寧ろ実行者の方に遙かに高いことで、総流早死産 total reproductive wastage 中この非法的堕胎の占める割合は白人婦人についてみるとニューヨーク市で二二・〇%（とくに妊娠経験、二回以上の避妊実行者においては二九・七%）、シカゴ市で一五・一%（妊娠経験二回以上の避妊実行者においては二〇・〇%）に及んでいる。

### その二、ステイツクス及びノートショタインの調査

パールの創意にさらに改良を加え、同じく主として都市の下層市民階級の避妊普及状況を精査してたものはミルバンク記念財国人口問題研究部によ

第7表 妊娠経験回数別実行不実行者別妊娠率その他

	ニューヨーク市		シカゴ市	
	白人	黒人	白人	黒人
実行および不実行者数				
a 妊娠経験1回の不実行者	748	151	629	29
b. 同 実行者	476	21	868	12
c 妊娠経験2回以上の不実行者	868	252	600	45
d 同 実行者	1,328	107	1,354	52
計 (a~d)	3,420	531	3,451	138
妊娠危険期間100年につき妊娠数				
a 妊娠経験1回の不実行者	195.4	144.9	123.6	192.1
b 同 実行者	69.5	63.4	64.8	67.4
c 妊娠経験2回以上の不実行者	109.4	94.2	84.2	103.2
d 同 実行者	68.0	101.0	62.8	93.7
計 (a~d)	84.6	99.0	70.7	99.9
妊娠率の低下割合(%)				
b 妊娠経験1回の実行者	64.4	56.2	47.6	64.9
d 同 2回以上の実行者	37.8	-7.2	25.4	9.2
妊娠100につき流早死産数				
a 妊娠経験1回の不実行者	3.5	6.0	2.2	0
b 同 実行者	2.1	4.8	0.9	0
c 同 2回以上の不実行者	16.0	14.4	13.2	18.8
d 同 実行者	14.2	13.5	13.4	16.4
計 (a~d)	13.3	13.1	10.9	15.9
妊娠100につき非合法墮胎数				
a 妊娠経験1回の不実行者	0.3	0	0.3	0
b 同 実行者	0.4	0	0	0
c 妊娠経験2回以上の不実行者	1.8	0.3	0.7	2.2
d 同 実行者	4.2	2.2	2.7	0
計	2.8	0.9	1.6	0.9
婦人100人につき非合法墮胎数				
a 妊娠経験1回の不実行者	0.3	0	0.3	0
b 同 実行者	0.4	0	0	0
c 妊娠経験2回以上の不実行者	6.9	1.2	2.2	8.9
d 同 実行者	13.9	9.3	7.8	0
計	7.3	2.4	3.5	2.9

つて進むられたベティックス及びノートン・シュタインの調査)、一九三一年ニューヨーク市クロントン区在住者や同市の産制臨床調査局 Birth Control Clinical Research Bureau を訪れた婦人について調査されたものである。参照文献を左のとおり。

Regime K. Stix and Frank Notestein, Effectiveness of Birth Control, a Study of Contraceptive practice in a Selected Group of

New York Women (The Milbank Memorial Fund Quarterly, Vol. XII, No. 1, Jan. 1934)  
ibid., Effectiveness of Birth Control, A Second Study (ibid., Vol. XIII, No. 2, April 1935)

### 1. 第一次報告

第一次報告は右臨床調査局を訪れた婦人の中その後ひきづりて一年半にわたり同地に居住していた七十四人の婦人についてその人々をその家庭に訪問して調査されたものである。この選ばれた調査集団の平均妊娠期間は一〇年以下であったがその間平均二・二三回の妊娠と二・六回の生産を経験している相當に多産な婦人群

であつた。また彼女らの三分の二はユダヤ教徒、六分の一がカトリック教徒で、新教徒は僅かに十分の一であつた。また彼女らの半数以上は外國生まれで、米國生れの両親から生まれた者は僅かに十分の六であつた。その年収からみて彼女らの大半は中流階級および労働者階級に属していゝ者であつた。

調査の目的は調査局訪問前の出産暦および避妊状況を明らかにすることであつたが、これら婦人の九五%は訪問前にすでに彼女らが避妊法と信ずるものを使行していた。四〇%はすでに結婚直後から、また他の四〇%は一度日の妊娠に先立つて実行はじめていた。その方法の頻度分布をみると第8表のようだ、大体一夫婦あたり一・八種の方法が利用されていたことになる。夫側の負担となる方法が三分の二を占めていることが注意をひく。

第8表 方法別利用度数

	実数	%
総 数	1,290	100.0
中 絶 法	430	33.3
コンドーム	417	32.3
洗 漱 法	301	23.3
坐 塗 法	77	6.0
そ の 他	63	4.9
方 法 不 詳	2	0.2

その他は定期禁慾法、ペッサリー、子宮帽、ゼリー、スポンジ、子宮内操作などを含む

第9表 実行不実行期間別妊娠率  
(妊娠危険期間100年)  
(につき妊娠数)

	実行	一時的 不実行	常時的 不実行
最初の妊娠	40	444	272
二回目以後 の妊娠	28	325	102
妊娠年数			
0—4	32	322	116
5—9	28	349	96
10—14	24	—*	66
15—19	16	—*	68
20—29	12	—*	53

\* 妊娠危険期間5年に満たず。

が試みられている。すなわち妊娠危険期間の計算に妊娠期間から実際の妊娠期間を差し引くほか、更に分娩に費された時間を考慮して各妊娠につき一月あるいはその端数が差し引かれる。したがつて完全な生産および死産については一〇月が差し引かれ、墮胎や流産についてもその実際妊娠期間に加えて更に一月あるいはその端数が差し引かれる。例えば六週間の懷姫後に妊娠中絶を行つたといふ婦人については端数を加えて合計二月を差し引くというわけになる。すべて月を単位としており、したがつて妊娠九ヶ月目に出生のあつた者については結婚後の一ヶ月が妊娠危険期間として取り扱われている。またこの調査においては二月以上継続した別居または禁欲期間も妊娠危険期間から差し引かれた。また前記パールにおいて実行者・不実行者別に算出された妊娠率はここでは更に詳細に同一人についても避妊行為の有無により実行・不実行期間別に集計されており、いろいろの点で改善の跡はいちじるしい。その結果は第九

第10表 実行者が実行しなかつたとした場合の想定妊娠数と実際の妊娠数

	常時的不 実行期間 の妊娠率 (1)	実行者 の妊娠危 険期間(年) (2)	想定妊娠数 (1)×(2)÷100	実際妊娠数
最初の妊娠	272	292.4	795	116
二回目以後の妊娠				
0—4	116	1,342.8	1,558	429
5—9	96	1,342.2	1,289	373
10—14	66	657.5	434	160
15—19	68	194.3	132	32
20—29	53	33.3	18	4
総 計	—	—	4,226	1,114

表のとおりで、一時的不実行期間に妊娠率が著しく高いのは子供が欲しくて実行を一時に中断した有意的出産の多いことをしめすものである。そこで一時的不実行期間を除外し、常時的不実行期間の妊娠率を基準として実行期間の妊娠率の低下割合を見るために第一〇表のような推定計算が行われる。すなわち実行者の妊娠数を実行者が実行しなかつたと想定した場合の想定妊娠数と対比してその減少度をみるわけで、実際妊娠数の想定妊娠数に対する割合は  $1,114 \div 4,226 = 26.4\%$  となり、避妊の実行はおよそ七五%の効果があつた。

たということになる。

もちろん右は妊娠の起りうべき等しい単位期間における妊娠数の比較であつて、結婚生活の等しい単位期間における妊娠数の比較ではない。そして既に妊娠している者は更に妊娠するということはないが、避妊夫婦は避妊に成功すればするほど妊娠する機会に長く曝さられるわけであるから、その全生涯を通じて避妊の実行者は不実行者の四分の一しか妊娠しないというわけではないが、そういう限定された意味ではともかく七五%の効果をあげていたといつてよいことになる。なお、この調査に選ばれた集団は高い生産力をもつていて避妊に極めて熱心な人たちであつたことも記憶せねばならぬ。したがつて一般人口においてもこれと同じ効果度を期待してよいかどうかは別問題である。

## 二、第二次報告

調査の対象、方法とも前回と同じであるが、前回の七一四名が九九一名に増加されたために信教別などより詳細な分析が行われた。調査客体の構成にはさして変化はない。信者別にはユダヤ系六七%、カトリック一七%、残りがプロテスタント及びその他（夫婦で信者を異にするものなど）であつた。平均妊娠期間は八・五年、平均妊娠数は三・一四、平均生存子供数は二・三人であつた。また出生地別には外国生まれの者五〇%、米国生まれだが外国生まれの両親から生まれたもの三五%であつた。社会階級別にするとその全家族の四五%は知能的勤労階級に属し、主として牧師およ

第 11 表 実行不実行期間別妊娠率  
(妊娠危険期間 100 年につき妊娠数)

最初の妊娠	実行	一時的 不実行	常時 不実行
二回目以後の妊娠	41	469	268
0—4	32	420	114
5—9	27	453	97
10—14	24	414	81
15—19	16	—	76
20—29	9	—	105

第一表は実行不実行期間別妊娠率をしめしたるものであるが、前回よりやゝ観察数が多いだけや、詳細な分析が可能である。とくに一時の不実行期間（すなわち自発的出産者）の妊娠率が婚姻年数の変化にかゝわりなくほど同一の数値をしめていることは妊娠力なるものが妻の年令や妊娠の順位とは無関係に一定したものであることをしめすものとして注目される。事実またこれらの一時の避妊中断者の五〇%は一月以内に、また七五%は三月以内に自ら欲する妊娠をえているといふ。

また避妊方法別にその利用頻度、妊娠率、妊娠率低下の効果度などをみると第二表のようである。一般大衆的避妊法としては中絶法とコンドームが

び小売商人であり、五〇%は熟練または半熟練労働者であった。

第 12 表 避妊方法別にみたその利用度数割合、妊娠率および妊娠率低下割合

利用度数	妊娠率 (妊娠危険 期間 100 年につき 妊娠数)	効果率 (不実行期間 の妊娠率に 下する割合%)
コンドーム法	31.5	19
中絶法	36.4	72
二重使用者	14.6	74
洗浄法	5.4	52
その他	12.2	69
計	100.1	74

(備考) 妊娠率は第 2 回目以後の妊娠に関するもの。

は婚姻後一〇年以上たつた者も初婚者と同じよう  
な速さで妊娠した。妊娠力は妊娠年令期間中は年  
令や妊娠順位の増加につれて決して減少していない。

三、全婚姻期間を通じて避妊は妊娠率を低下さ  
せている。

四、どの避妊方法においても妊娠率は婚姻期間  
の増加につれて減少している。

五、避妊の効果度は方法別に差異があり、最高  
のコンドームで八三%，最低の洗滌法で五二%で  
あつた。

六、どの方法についても、カトリック教徒によ  
つて利用された場合は他の信教群の場合よりも効  
果度が低く出ている。逆にユダヤ教徒によつて利  
用される場合が最も効果が高かつた。

### その三、シンシナチにおける

#### ステイックスの調査

この調査は同じく前記ステイックス女史の手に  
なるもので、アメリカにおける避妊指導医療施  
設の先駆であつたシンシナチ市の母性保健相談所  
Maternal Health clinics が一九三九年一一月開  
設以来一九三四年末までに受けつけた患者二、四  
三九人のうち一、六二一人について、右相談所訪  
問前と訪問後にわたりその状況を精査したもの  
である。

右調査客体の出産力をみると五才未満の平均子  
供数においてこの地方の一般人口に比し約二倍の  
数値をしめし、とくに多産な集團であることは前  
と同じ。夫の職業についてみるとその八〇%は筋  
筋

肉労働者であり、当人たちの七五%は結婚前  
に工場事務または家事労働に従事していた労働  
婦人であった。経済状態からみると総数の二五%  
が被救護者で、つまり都市人口の中下層を代表す  
るものとしよ。

参考文献は左のとおり、

Regime K. Stix Birth Control in A Midw-  
estern City (Milbank Memorial Fund Quarterly,  
Vol XVII, No. 1, 2, & 4, Jan., April, & Oct 1939)

#### 一、相談所訪問前の経験について

第一三表は社会階級別に相談所訪問前に利用さ  
れた避妊方法別に相談所訪問前に利用さ

れでいた避妊方法の利用割合をみたものであるが、  
大衆的避妊法としてコンドームと中絶法とが慣用  
されていることは前調査結果と同じ。とくに社会  
階級別にみると両者の中コンドーム使用は一般勤  
労者 White color Workers において高く、筋肉  
労働者 Manual Workers に於ける被救護世帯と社  
会階層を下るにしたがつて中絶法の利用度が高く  
なつていることが注目される。

右実行期間の妊娠率を社会階級別および避妊方  
法別にみると第一四、一五、一六表のようで、社  
会階級別には一般労働者階級において、避妊方法  
別にはコンドーム利用者において妊娠率は最も低  
く、したがつて一般労働者がコンドームを使用す  
る場合に最も低いこととなる。

第 13 表 社会階級別にみた利用避妊方法別妊娠  
危険期間の割合

	総 数	一般勤労者	労働者	被救護者
全危険期間(年)	6,498.4	933.6	4,061.4	1,503.4
利用避妊方法				
コンドーム	23.9	38.3	23.9	14.6
中絶法	35.8	29.6	35.3	41.2
洗濯法	23.0	15.1	22.2	30.3
その他	17.3	16.9	18.6	13.9
計	100.0	99.9	100.0	100.0

妊娠率の計算法は前段と同じであるが、避妊効  
果の測定の基準とすべき不実行期間の妊娠率につ  
いてはステイックス女史はこの調査においては次  
のような計算法を採用した。すなわちなるべく同  
じ条件下の実行期間と不実行期間とを対照するこ  
とを主旨として、最初の妊娠までの不実行期間妊娠  
率、又その後の妊娠においては妊娠年数〇一四年の不  
実行期間妊娠率の算出については、結婚後第五年目までに実行者となつた者の不実行期間を  
とり、また婚姻年数五十九年の不実行期間妊娠率  
については結婚後五十一〇年間に実行者となつた  
者の不実行期間をとる。たゞし婚姻年数一〇年以  
上の場合については观察数が過小となるため不実  
行者をも含めた全数が利用される。

そのようにして算出された基準妊娠率すなわち  
不実行期間の妊娠率は第一七表のとおり、またこ

第14表 避妊実行者の社会階級別妊娠率

	総数	一般勤労者	労働者	被救護者
最初の妊娠	70	59	66	138
爾後の妊娠	55	44	53	68
婚姻年数				
0—4	12	54	59	78
5—9	53	40	51	65
10—14	50	33	48	65
15—29	49	38	48	53

第15表 避妊実行者の避妊方法別妊娠率

	コンドーム	中絶法	洗滌法	その他
最初の妊娠	25	103	126	45
爾後の妊娠	23	61	87	45
婚姻年数				
0—4	29	65	92	47
5—9	19	59	85	46
10—14	22	58	81	43
15—29	13	59	77	36

第16表 社会階級別・避妊方法別妊娠率

	一般勤労者	労働者	被救護者
総数	46	53	69
コンドーム	15	22	40
中絶法	59	60	68
洗滌法	108	87	89
その他	37	42	60

第17表 基準妊娠率(不実行期間の妊娠率)

	妊娠危険期間(年)	妊娠数	妊娠率
最初の妊娠	307.2	629	205
爾後の妊娠			
婚姻年数			
0—4	385.2	475	123
5—9	101.1	127	126
10—14	150.6	123	82
15—29	108.9	77	71

第18表 避妊効果率(妊娠率の低下割合%)

	総数	一般勤労者	労働者	被救護者
総数	50.2	63.5	54.2	38.0
コンドーム	80.9	88.3	81.6	64.5
中絶法	45.4	52.1	47.4	36.8
洗滌法	25.2	16.0	27.6	23.2
その他	61.4	70.0	63.4	46.6

れを基準として計算された社会階級別および避妊方法別の避妊効果(妊娠率の低下割合)は第二八表にみるとおりであった。避妊効果がコンドームにおいて最も高く、洗滌法において最も低く、これは前段の調査報告の場合と同様である。

なおこの調査は避妊実行不実行別に妊娠が如何なる終末(生産、流死産、その他)をつげているかを集計している。その結果は第一九表および第二〇表のとおりで、避妊実行期間(すなわち大体において避妊実行者)の方が非合法的墮胎に訴える割合が遙かに高いことをしめしており、非合法

的墮胎の割合は社会階級別にも避妊の普及度と一致して増加していることが認められている。すなわち避妊に熱心な者ほどその失敗を非合法的墮胎によつて補足しようとしていることをしめすものであるが、しかしこの事実はまだ逆にいえば最初から非合法的墮胎に訴えようとする者は極めて少ないということにもなる。

このシンシナチ相談所によつて勧奨された避妊法はベッサリーとジエリー The occlusive vaginal diaphragm with a spermicidal jelly を併用するもので(以下指導避妊法とよぶ)、提えた被調査者一、六三二人のうち四六%のものは完全に指導避妊法を実行していたが、五一・四%のものはその実行を中断し乃至は他の避妊法に乗りか

## 二、相談所訪問後の経験について

この調査は、以上相談所訪問前の経験を調査すると同時に、さらに訪問後平均ほど四〇カ月間の

えており、二・六%のものは最初から全然指導に従わなかつた。

いま指導避妊法の完全実行者、不完全実行者および他の避妊法の実行者別にその妊娠率をみると第一表のようだ。指導避妊法の完全実行者の妊娠率が各社会階級を通じて極めて低くなつてゐるところが注目されよう。たゞしその他の避妊法に訴えた者の妊娠率も相談所訪問前のそれより総体的に低下しているのは各自が自分の最も好適とする方法を選択する結果と考えられる。因みに相談所訪問前後の利用避妊法の異同をみると、指導避妊

法を採用したもの五三%、訪問前と同じもの二七・五%、訪問前と異なるものの一九・五%という割合になつてゐる。

なお右の妊娠率を前記基準率に対照して実効果をみると第二表のとおりで、相談所訪問後の妊娠率の低下割合は総括して八五%（訪問前は五二%）、指導避妊法の完全実行者にあつては九二%、その内とくに一般労働者においては九六%という数値をみておる。たゞしその他の避妊法の実行効果もいちじるしく向上していることが観取せられ、指導避妊法の不実行者の多かつた事実

とあわせ、各自の特殊事情を考慮しない割一的な方法の勧奨について一つの問題を提起しているといふ。

### 三、割一的指導法の当否について

右の問題提起にしたがいスティックス女史はさらに相談所による割一的な指導法の妥当性を検討するため種々の観点から相談所訪問後的事情について分析集計を試みている。第二表は指導避妊法の実行期間別の人員割合を解剖学的異常の有無別に分析したものであるが、ベッサリーの装置

第19表 避妊の実行期間別にみた妊娠の結果

	総数	不実行期間	実行期間	不詳
出生の割合 (%)	81.9	89.3	75.8	93.8
非合法墮胎の (%)	7.5	1.2	12.6	2.1
その他の消耗の (%)	10.5	9.5	11.6	4.1
計	99.9	100.0	100.0	100.0

第20表 社会階級別にみた妊娠の結果

	総数	一般労働者	労働者	被救護者
出生の割合 (%)	81.9	76.7	81.4	84.8
非合法墮胎の (%)	7.5	13.1	8.1	4.5
その他の消耗の (%)	10.5	10.2	10.5	10.7
計	99.9	100.0	100.0	100.0

第21表 相談所訪問後の妊娠率

	総数	一般労働者	労働者	被救護者
A 指導避妊法完全実行者				
最初の妊娠	3	3	5	—
爾後の妊娠	9	6	8	15
婚姻年数	0—4 5—9 10—14 15—29	12 9 8 8	10 3 8 4	28 16 10 11
B 同上、不完全実行者				
総 数	36	10	36	60
C その他の避妊法実行者				
総 数	28	16	27	36
コンドーム	10	6	9	17
中絶法	38	24	37	47
洗滌法	36	30	40	31
その他	21	10	18	38

第22表 相談所訪問後の避妊効果率

	総 数	一般労働者	労働者	被救護者
指導避妊法	85(52)	93(64)	85(54)	76(38)
完全実行者	90(—)	95(—)	90(—)	82(—)
不完全実行者	92(—)	96(—)	92(—)	85(—)
その他の避妊法	64(—)	91(—)	62(—)	35(—)
コンドーム	72(52)	86(64)	73(54)	63(38)
中絶法	91(81)	95(88)	91(82)	85(65)
洗滌法	62(45)	80(52)	64(47)	52(37)
その他	63(25)	71(16)	59(28)	68(23)
78(61)	91(70)	82(63)	57(47)	

(備考) 括弧内は相談所訪問前の数値をしめす。

第23表 解剖学的異常の有無別にみた指導避姪法の実行期間別人員割合

実行期間	総数	異常なし	子宮位置異常	膀胱ヘルニア	骨盤部以外の異常症状
3月以内	20.0	19.2	20.5	21.2	18.8
4—12月	14.6	15.0	12.9	17.2	21.9
13月以上	65.4	65.8	66.6	61.6	59.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第24表 住宅事情別にみた指導避姪法の実行期間別人員割合

実行期間	総数	一室あて1人未満			
		1人以上2人未満	2人以上3人未満	3人以上	4人以上
3月以内	20.0	15.7	18.0	24.1	26.7
4—12月	14.6	12.0	13.4	15.5	27.7
13月以上	65.4	72.4	68.6	60.4	45.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第25表 社会階級別にみた指導避姪法実行期間別・住宅事情別人員割合

実行期間	総数	一般労働者		労働者	被救護者
		一室あて2人以上		一室あて2人未満	4人以上
3月以内	24.6	33.3	21.7	27.1	27.1
4—12月	18.1	—	19.8	18.8	18.8
13月以上	57.3	66.7	58.5	54.2	54.2
計	100.0	100.0	100.0	100.1	100.1
実行期間	総数	一室あて2人未満		4人以上	5人以上
		17.5	13.0	18.0	22.0
3月以内	17.5	13.0	18.0	22.0	22.0
4—12月	13.1	11.6	13.0	15.9	15.9
13月以上	69.5	75.4	69.0	62.1	62.1
計	100.1	100.0	100.1	100.1	100.1

第26表 教育程度別にみた指導避姪法実行期間別・住宅事情別人員割合

実行期間	総数	就学6年以下		7—8年	高1—3年	高4年又は大学
		一室あて2人以上		一室あて2人未満	4人以上	5人以上
3月以内	24.6	30.3	21.9	23.9	23.9	23.9
4—12月	18.1	16.4	19.8	16.5	16.5	16.5
13月以上	57.3	53.3	58.3	59.6	59.6	59.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
実行期間	総数	一室あて2人未満		4人以上	5人以上	6人以上
		17.5	20.0	19.9	17.2	9.8
3月以内	17.5	20.0	19.9	17.2	17.2	9.8
4—12月	13.1	18.3	14.5	12.1	12.1	7.2
13月以上	69.5	61.7	65.5	70.7	83.0	83.0
計	100.1	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0

に不便を感じるような異常の有無別にみてさしたる相違は観察したい。之に反し、第二四表、住宅事情別にこれをみると住宅事情の好否がこの相談所で勧奨するような避姪法の実行継続に極めて大きな影響をもつていることがわかる。

また第二五表および第二六表は、右の割合をさらに社会階級別ならびに教育程度別にしたもので、社会階級別には被救護者よりも労働者に、また労働者よりも一般労働者に実行継続者の割合は高く、社会階級差が住宅事情の差とあわせて影響していることが認めされている。之に反し教育程度別に

は一般的に教育程度の高い者に実行継続者の割合も高いが、しかし一室に二人以上というような悪い住宅事情下においては教育程度の差はほとんど影響していないことが認められている。

なお、指導避姪法を放棄した者についてその放棄理由の頻度分布をみると新品入手の困難によるもの最も多く三三・五%、製作が不快または困難だというものの二二・四%、何となく性にあわぬといいうもの一一・四%、用法があまりに煩雑だといいうものの四・七%、使用に対する恐怖感が四・七%、使用したが妊娠したからというもの八・六%、その他これらの場合にも最小二倍以上の妊娠率を認めし

の他および不詳五・九%であった。またこの放棄理由の頻度分布は社会階級別にもさしたる差異がなかつた。

最後に、相談所訪問後に発生した偶発的妊娠の妊娠率(妊娠危険期間一〇〇につき妊娠数)を指導避姪法の実行の有無、住宅事情、および当人の妊娠力(妊娠経験回数)別に分析してみると第二七表のよう、住宅事情、妊娠力とともに明確な影響を認めているが、その間にあつて指導避姪法を放棄した者の妊娠率は指導避姪法の実行者に比し

てのこととなる。すなわち指導避妊法の技術的優位を物語つているが、これら指導避妊法実行者のみについてその偶発的妊娠の発生理由を分析してみると第二八表のとおりで、技術的過失によるもの（三四・三%）と避妊具使用の省略によるもの（三七・五%）でそれぞれ三分の一以上をしめており、技術的な不慣れが相當に影響していることがわかる。したがつてこれらの指導避妊法実行者の妊娠率を実行経過期間別に集計してみると第二九表のとおりで、実行経過期間の増加につれて妊娠率が著しく低下していることが観取され

る。なお各種の避妊法に対する好悪の答を夫妻別に集計したものは第三〇表のようで、夫妻双方から忌避されているものは一つもないが、しかし双方から受け入れられているのも一つもないわけになる。双方に比較的多く受け入れられるものは指導避妊法と洗滌法であり、夫妻間の差異の甚しいのはゴンドームと中絶法である。男性側の負担となるこの二つの方法に対してはいうまでもなく夫の嫌悪割合が高いが、しかし妻のこれを嫌悪する割合も他の方法より高く出している。

以上、相談所訪問後の実状調査をみると、ほとんど凡ての者（九八%）に指導避妊法が勧奨されたが、それを放棄した者は極めて多く、その放棄は訪問後三ヶ月以内におこつており、一年後になお指導法に従つていた者は要避妊者の五二乃至七一%に過ぎなかつた。放棄理由の最も大きなものは住宅事情であつたが、その実行継続期間の差異には社会階級別および教育程度の相異も観取される。指導避妊法を放棄した者の三分の一は新規用品の入手難であったが、ほど半数に近い者はその不快感、使用難、または使用の煩雜さを理由とし

第27表 指導避妊法とその他の避妊法との別にみた相談所訪問後の住宅事情別および妊娠力別妊娠率

妊娠回数	指導避妊法		その他の避妊法	
	一室2人以上	同2人未満	一室2人以上	同2人未満
総 数	28	5	42	21
2回以下	8	1	17	6
3—5回	19	5	31	25
6回以上	21	13	52	31

第28表 指導避妊法の実行中に発生した偶發的妊娠の発生理由の度数割合

理由	総数	一般労働者	労働者	被救護者
技術上の過失	34.3	33.3	31.9	38.4
下手な装着法	6.9	7.4	9.4	5.8
器具使用の省略	37.5	29.6	39.3	37.2
器具の欠陥	7.7	7.4	7.4	8.1
その他及び不詳	12.7	22.2	14.1	10.5
計	100.1	99.9	100.1	100.0

第29表 指導避妊法実行者の実行経過期間別妊娠率

経過期間(月)	総数	一般労働者	労働者	被救護者
1—3	15.4	9.6	14.4	18.4
4—6	13.6	4.9	10.1	15.2
7—12	10.3	4.4	5.4	15.2
13—24	7.3	2.4	2.7	8.8
25—36	4.1			
37—48	3.0			

第30表 各種避妊法に対する夫婦別好悪割合(%)

	ペッサリー とジエリー	コンドーム		中絶法	洗滌法
		夫	妻		
好む又は無関心	87.5	11.4	12.3	84.6	
好まず	12.5	88.6	87.7	15.4	
好む又は無関心	80.2	54.5	61.5	84.7	
好まず	19.8	45.5	38.5	15.3	

でいる。避妊の失敗を理由とするものは僅かに九%に過ぎなかつた。

指導避妊法の技術的優秀さはいかいちの面から確証されたが、物的ならびに人的條件の如何によつてその効果には多少の差異があり、効果が最も低くかつたのは、(1)訪問前の出産力が高く且つその避妊行為にも効果をあげていなかつた婦人、(2)一室に二人以上も生んでいるような悪い住宅事情の下にあつた婦人、および(3)ペッサリーの裝置に不便な解剖学的異常をもつていた婦人たちであつた。

これらの諸結果は現在相談所の採用している効率的指導方法の當否について一つの政策的反省を強要するものであるとともに、逆に從来となく効果がうすいといわれた避妊法はとくにその方法を好みそれを慎重に使用する者にとっては極めて効果の高いものであることを確証させるものといえよう。

## 移民と経済開発

— I · L · O · 移民予備

会議を中心として —

黒田俊夫

I 人的資源計画と移民

国際労働機関の国際的移民に関する活動をのべるに当つて、まず同機関の一般活動並びに人的資源計画を概説して、移民活動との関連を明らかに九

しておこう。

国際労働機関は(I · L · O ·)元來一九一九年に国際連盟の部分機関として成立したものであつて、第二次世界大戦で国際連盟が崩壊するに至つた後、この機関は独立機関として残存を続けたのであるが、その後連盟に代つて新しく誕生した国際連合の専門機関として緊密な協調関係を結んで活動して活動を展開している。

このI · L · O · の最近における活動中最も劃期的なものは Manpower Programme と称せられる人的資源計画である。もつともI · L · O · が人的資源問題に関心をもつてこれの対策を考究するに至つたのはその歴史と共に古く、職業紹介機関の設置や失業対策についての国際條約案を採択し世界の人的資源問題の解決に貢献してきたのである。しかしながら、このI · L · O · の過去における事業は、具体的には国際的労働基準の設定や労働問題の調査研究、或は国際労働に関する情報の蒐集、通報等の如き技術的な問題に対する解決策の提示や調査研究であつて、現実に各国におけるこの問題に対し貢献するというような積極的な実践的な機能は果し得なかつた。

また思想的にみても、I · L · O · が創設されて以降における世界的恐慌と長期的停滞に基く大量の失業が當時の世界各国の最も深刻な問題であつた結果、I · L · O · の考え方も人的資源問題は失業問題として提起され、公共事業の国際的協力をもつてその解決策としたのである。

しかし、戦時中並びに戦後ににおける各國特に歐米先進国の経済政策は、ケインズ雇用理論を背

景として、かつての公共事業的失業対策論から完全雇用政策論に転換するに至つたのであるが、これに呼応する如くI · L · O · の人的資源対策は国際的な労働再配分に基く経済開発、生活水準の向上を期する「人的資源計画」となつて具現するに至つたのである。従つてこの「計画」は卅年代の国際連合の専門機関として緊密な協調関係を結んで活動して活動を展開している。

I · L · O · の人的資源対策とは、理念的な側面からみても、失業対策という消極的な立場から、経済発展のための計画的雇用組織の樹立という積極的な意義をもつてゐる。併し他面においては、このような新意義からして当然の帰結であるが、かつての單なる調査研究或は勧告の段階から、現実の実行方法或はこれがための指導援助を行うという実践的な任務を持つに至つた点において、まさに劃期的といつてよいのである。